投資法人/導管性要件

1. 対象事業体の要件

- ① 投信法187条の登録をうけているものであること
- ② 以下の何れかに該当すること
 - イ) 設立時における**投資口**の発行が公募であり、発行価額の総額が1億円以上であること
 - ロ) 事業年度の終了時における**投資口**が50人以上に所有されていること
 - ハ) 機関投資家のみによって所有されていること
- ③ 発行した投資口の合計で50%超が国内募集である旨が規約に記載されていること
- ④ 会計期間が1年以下であること

2. 対象事業年度の要件

- ① 投資法人の能力の制限規定に違反していないこと
- ② 資産運用業務を資産運用会社に委託していること
- ③ 資産保管業務を資産保管会社に委託していること
- ④ 事業年度末において同族会社に該当しないこと(1投資主グループで判定)
- ⑤ 当該事業年度の「配当可能利益」の90%超の配当を行っていること
- ⑥ 投資法人が他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していないこと
- ⑦ 事業年度末において有する有価証券、不動産等一定の特定資産の帳簿価額が総資産価額の2分の1相 当額を超えていること
- ⑧ 機関投資家以外の者から借入を行っていないこと